

「職場の受動喫煙防止対策セミナー」開催のご案内

神奈川県労働局

(独)労働者健康安全機構 神奈川県産業保健総合支援センター

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 神奈川県支部

昨年7月、国民の健康の向上を目的として、多数の者が利用する施設等の管理権限者等に受動喫煙を防止するための措置義務を課す健康増進法の一部を改正する法律が成立・公布されました。

本年1月24日より改正健康増進法が順次施行されていることに伴い、改正健康増進法で義務づけられる事項及び労働安全衛生法第68条の2により事業者が実施すべき事項を一体的に示すことを目的として、令和元年7月1日に『職場における受動喫煙防止のためのガイドライン』が改正されました。

今回のセミナーは、改正健康増進法を踏まえて、受動喫煙防止対策の基本的な内容に加え、受動喫煙防止対策に取り組む事業場や店舗等に対する厚生労働省の支援策について説明いたします。

事業主、店舗関係者、中小規模事業場の労務管理・安全衛生管理担当者など、多数の皆様のご参加をお願い申し上げます。

1. 日時 令和元年11月21日(木) 14:00～16:35
2. 場所 独立行政法人 労働者健康安全機構 神奈川県産業保健総合支援センター
横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3階 (JR横浜駅北口徒歩10分)
3. 参加費 無料
4. 対象 事業主、飲食店等店舗関係者、中小規模事業場の労務管理・安全衛生管理担当者
産業保健関係業務従事者など
(定員:50名)
5. セミナーの内容 (1) 受動喫煙による健康への有害性について
(2) 職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備
(3) 職場における受動喫煙防止対策の現状～受動喫煙防止対策助成金制度と活用事例
(4) 受動喫煙防止に係る諸手続きについて
6. 申込方法 下記の参加申込書のFAX送付又はホームページの申込フォームからお申込みください。
申込フォーム <https://www.kanagawas.johas.go.jp/publics/index/373/>
7. 申込締切 定員に達し次第、申込を締め切らせて頂きます。
8. 問合せ先 神奈川県産業保健総合支援センター TEL 045 (410) 1160
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川県支部 TEL 045 (633) 3618

〔FAX用参加申込書〕

「職場の受動喫煙防止対策セミナー」参加申込書

(独)労働者健康安全機構 神奈川県産業保健総合支援センター にて

FAX 045(410)1161

事業場名		所属・職名	
氏名		事業場住所等	〒 TEL ()

◎ セミナー・当日は、この申込用紙をご持参ください。

◎ ご記入いただいた個人情報、お申し込みを頂いた職場の受動喫煙防止対策セミナーの実施のためにのみ利用させていただきます。